二　当該二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）である場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類
イ　対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合　対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）
ロ　対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類
ハ　対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下ハにおいて「持出日証明書類」という。）、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類
三　当該二輪自動車等が二輪の小型自動車である場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類
イ　対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合　用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書
ロ　対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類
ハ　対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下ハにおいて「持出日証明書類」という。）、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

9　対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　次に掲げる事項を記載した書類
イ　対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場
ロ　当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十七条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地
ハ　当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日
ニ　当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日
ホ　当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し又は解体した日
ヘ　イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内小型特殊自動車の主たる定置場所在の市町村の長が必要と認める事項
二　対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）
三　対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類
四　対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため当該小型特殊自動車の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

（普通交付税に関する省令の一部改正）

第二条　普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条算式の符号Ａ中「及び地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号。以下「平成23年地方税法改正法」という。）」を「並びに地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号。以下「平成23年地方税法改正法」という。）及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第96号。以下「平成23年地方税法等改正法」という。）」に改める。

第三十二条第二項算式の符号中「地方税法第348条及び平成23年地方税法改正法附則第55条の規定」を「地方税法第348条、平成23年地方税法改正法附則第55条及び平成23年地方税法等改正法附則第55条の２の規定」に改め、同条第三項中「同法第三百四十八条及び平成二十三年地方税法改正法附則第五十五条の規定」を「同法第三百四十八条、平成二十三年地方税法改正法附則第五十五条及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「平成二十三年地方税法等改正法」という。）附則第五十五条の二の規定」に改める。

第三十三条第一号中「同法第四百四十三条の規定及び平成二十三年地方税法改正法の施行により」を「同法第四百四十三条の規定並びに平成二十三年地方税法改正法及び平成二十三年地方税法等改正法の施行により」に改める。

附則第十九条の十七第一項中「及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「「震災特例法」という。）」の下に「及び平成二十三年地方税法等改正法」を加え、同条第四項中「及び震災特例法」を「、震災特例法及び平成二十三年地方税法等改正法」に改める。